

ペットボトルべール品の売払いについて、下記のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 17 日

札幌市長 秋元 克広

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市環境局環境事業部循環型社会推進課
電話 (011) 211-2928

2 契約に関する事項

(1) 売払い案件名

ペットボトルべール品の売払い

(2) 売払い品の仕様等 企画競争提案説明書等による。

(3) 履行期間 令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

(4) 契約に至るまでの方法 公募型企画競争にて行う。

ア 参加申請書の提出

イ 参加資格の審査（参加資格を満たしているかの外形的評価のみ）

ウ 企画提案書等の提出

エ 企画競争実施委員会による一次審査（書類審査）

オ 企画競争実施委員会による二次審査（プレゼンテーションを含むヒアリング審査）

カ 審査の結果、最も優れた企画提案者を契約候補者として選出

キ 選出された契約候補者と所定の手続きを経て本市と随意契約

なお、企画競争の応募方法及び提出する書類の詳細については、企画競争提案説明書による。

3 参加に関する条件等

(1) 参加者の構成等

参加できる者は、下記(2)に掲げる参加資格要件を満たしている単独の法人とする。ただし、再生ペットボトルの各生産過程に関わる事業者（運搬に係る事業者は除く）を協力法人として登録した上で参加することができる。なお、一つの法人が複数の応募者の協力法人として登録することはできない。

(2) 参加資格要件

令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が大分類「一般サービス業」-中分類「廃棄物処理業」に登録されている者であり、かつ、次に掲げるアからエまでの全ての要件を満たす者とする。

ただし、令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていない者（以下「入札参加資格未登録者」という。）であっても、次に掲げるアからエまでの全ての要件を満たしている場合は、下記①～④の必要書類の提出を行うことで参加の申込を行うことができる。なお、これらの書類は企画競争参加申請書と同時に提出するものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当し

ない者であること。

イ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者ではないこと。

ウ 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中ではないこと。

エ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者ではないこと。

※「令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）」の大分類「一般サービス業」-中分類「廃棄物処理業」に登録されていない者が提出する書類

① 申出書（様式 3）

② 登記事項証明書

※登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可）

※企画競争参加申請書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの

③ 納税証明書（市区町村税）

※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可）

※企画競争参加申請書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの

④ 納税証明書（消費税・地方消費税）

※未納がない旨の証明書（その 3 の 3）（写し可）

※企画競争参加申請書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの

4 企画競争提案説明書等の交付方法

以下の場所にて交付するほか、札幌市公式ホームページにてダウンロードできる。

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市環境局環境事業部循環型社会推進課
電話(011) 211-2928